

## 施設基準

人工腎臓

導入期加算 1

下肢末梢動脈疾患指導管理加算

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）

## 機関指定

生活保護指定医療機関

難病指定医療機関

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

結核指定医療機関

さくらクリニック松阪

## 当院で満たす施設基準及び加算に関する掲示

### 医療情報所得加算

当院では、オンライン確認システムの導入の原則義務化を踏まえ、当該システムを導入にしている医療機関となります。マイナ保険証の利用を通じて診療情報を所得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

※正確な情報を所得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

※公費負担受給者証については、マイナンバーカードでは確認できませんので、必ず原本をお持ちください。

### 一般名処方加算

当院では、後発医薬品のある医療品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により処方箋を発行すること※)を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「処方名ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。

### 生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

高血圧、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者が対象です。

患者様の症状に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方屋 28 日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

※この度改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へサインしていただく必要があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

さくらクリニック松阪

## ～患者のみなさまへ

### 後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月から後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

《特別の料金とは》

#### 先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金のことを言います

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別に特別の料金としてお支払いいただきます。

「特別の料金」は、課税対象であるため、諸費税分を加えてお支払いいただきます。  
端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。  
後発品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発薬品との価格差で計算します。  
薬剤以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

# 個人情報取り扱いについて

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取り扱いについてお気づきの点は、窓口までお気軽にお申し出ください。

さくらクリニック松阪 院長

## 当院における個人情報の利用目的

### ◎医療提供

- ▶ 当院での医療サービスの提供
- ▶ 他の病院、診療所、除算所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
- ▶ 他の医療機関等からの照会への回答
- ▶ 患者さんの診療の為、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ▶ 検体検査業務の委託その他の業務委託
- ▶ ご家族等への病状説明
- ▶ その他、患者さんへの医療提供に関する利用

### ◎診療費請求のための事務

- ▶ 当院での医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- ▶ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ▶ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ▶ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、商会への回答
- ▶ その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

### ◎当院の管理運営業務

- ▶ 会計・経理
- ▶ 医療事故等の報告
- ▶ その他、当院の管理運営業務に関する利用

◎企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業等へのその結果の通知

◎医師賠償責任保険などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等

◎医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

◎当院内において行われる医療実習への協力

◎医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究

◎外部監査機関への情報提供

### 附記

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。